

犬山市職員（資格職）募集要項

あなたのチャレンジが、
まちの未来をつくれます

募集職種 行政職（一級土木施工管理技士・技術士補）
行政職（一級建築士・一級建築施工管理技士）
管理栄養士
保健職

◆ 申込受付期間 令和7年7月14日（月）～8月27日（水）

1. 職種・募集人数・受験資格等

募集職種	募集 人数	資 格 要 件	
		年 齢	資格等
行政職 （一級土木施工管理技士・技 術士補）	若干 名	昭和 60 年 4 月 2 日以降の出生者	*1 *5 *6 *7 *8
行政職 （一級建築士又は一級建築 施工管理技士）	若干 名	昭和 60 年 4 月 2 日以降の出生者	*2 *5 *6 *7 *8
管理栄養士	1 名	平成 7 年 4 月 2 日以降の出生者	*3 *6 *7 *8
保健職	2 名	昭和 60 年 4 月 2 日以降の出生者	*4 *6 *7 *8

【注意】

- * 1 一級土木施工管理技士の資格又は技術士補の資格を有し、令和7年8月末までに民間企業における土木に関する業務に携わり、正社員としての実務経験が通算で2年以上ある方(民間企業の正社員や自営業者等での常勤勤務者(正社員)としての経験が対象)で、採用後その知識や経験が活かせる方
- * 2 一級建築士の資格又は一級建築施工管理技士の資格を有し、令和7年8月末までに民間企業における建築に関する業務に携わり、正社員としての実務経験が通算で2年以上ある方(民間企業の正社員や自営業者等での常勤勤務者(正社員)としての経験が対象)で、採用後その知識や経験が活かせる方
- * 3 採用時に管理栄養士資格取得、または令和8年春季取得見込みの方。
- * 4 保健師免許取得者または令和8年3月までに実施される国家試験に合格する見込みの方。
- * 5 最終合格後、実務経験期間の確認のため、職歴証明書(在職証明書)を提出していただきます。
なお、実務経験が確認できない場合は、合格を取り消します。
※実務経験期間とは、育児休業や休職等を除いた実勤務期間です。
- * 6 最終合格後、給与の決定のため、最終学校の卒業証明書等を提出していただきます。
- * 7 最終合格後、給与の決定のため、職歴があれば、職歴証明書(在職証明書)を提出していただきます。
- * 8 採用時に普通自動車運転免許を取得している方

2. 申込手続

(1) 申込方法

①犬山市職員採用試験受験申込書を、市ホームページに貼られているリンク先のotetsuzuki〈オテツズキ〉にて申請してください。

②指定されたメールアドレスへ、受付完了の案内を送信します。

※メール受信後、受験番号を確認してください。当日受験票をお渡しする際身分証明(写真付き)と受験番号が必要になります。

[注意事項]・募集要項の内容を必ず確認の上、提出漏れ、記入漏れのないようにすること。

(入力漏れ等があった場合、確認画面に進みません。)

・貼付の写真は、最近3ヶ月以内に撮影したものとする。

(2) 受付期間

受付期間	7月14日(月)～ 8月27日(水)
------	--------------------

3. 試験方法

◇ 行政職(一級土木施工管理技士、技術士補・一級建築士・一級建築施工管理技士)

区分	試験内容	試験日	会場
1次試験	・個人面接	9月21日(日)	犬山市役所

※ 申込受付期間終了後、9月12日(金)までに、市のホームページ上で、第1次試験の案内を掲載します。面接については、それぞれの受験番号を必ず確認の上、自身の日時を間違わないように受験をしてください。

◇ 管理栄養士

区分	試験内容	試験日	会場
1次試験	・専門試験	9月21日(日)	犬山市役所
	・集団面接又は個人面接	9月29日(月)、30日(火)、10月1日(水)のうち指定日	犬山市役所
2次試験	・個人面接	10月14日(火)、15日(水)のうち指定日	犬山市役所

※ 申込受付期間終了後、9月12日(金)までに、市のホームページ上で、受験番号ごとの面接の日時を掲載します。それぞれの受験番号を必ず確認の上、自身の指定日を間違わないように受験をしてください。また、あわせて、9月21日(日)の第1次試験の案内も掲載します。

◇ 保健職

区分	試験内容	試験日	会場
1次試験	・専門試験	9月21日(日)	犬山市役所
	・集団面接又は個人面接	9月29日(月)、30日(火)、10月1日(水)のうち指定日	犬山市役所
2次試験	・個人面接	10月14日(火)、15日(水)のうち指定日	犬山市役所

※ 申込受付期間終了後、9月12日(金)までに、市のホームページ上で、受験番号ごとの面接の日時を掲載します。それぞれの受験番号を必ず確認の上、自身の指定日を間違わないように受験をしてください。また、あわせて、9月21日(日)の第1次試験の案内も掲載します。

4. 試験内容

◇ 行政職（一級土木施工管理技士・技術士補・一級建築士・一級建築施工管理技士）

区分	試験科目	時間	内 容
1 次 試験	・ 個人面接	-	・ 個別面接による口述試験

◇ 管理栄養士

区分	試験科目	時間	内 容
1 次 試験	・ 専門試験	90分	・ 管理栄養士として職務遂行に必要とされる知識をみる試験 分野： 社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、 栄養と健康、栄養の指導、給食の運営 (30題)(択一式筆記試験)
	・ 集団面接又は 個人面接	-	・ 集団面接又は個別面接による口述試験
2 次 試験	・ 個人面接	-	・ 個別面接による口述試験

◇ 保健職

区分	試験科目	時間	内 容
1 次 試験	・ 専門試験	90分	・ 保健職として職務遂行に必要とされる知識をみる試験 (30題)(択一式筆記試験)
	・ 集団面接又は 個人面接	-	・ 集団面接又は個別面接による口述試験
2 次 試験	・ 個人面接	-	・ 個別面接による口述試験

5. 注意事項

- ① 同時に2つ以上の職種には応募できません。また、受付後の職種の変更はできません。
- ② 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方の受験はできません。
- ③ 受験区分は、最高学歴（見込みを含む）により決定されます。大学、短大等に在学中で最終修学年次未満の方は最終修学年次に達するまで受験できません。
- ④ すべての職種において、日本国籍を有しない外国籍の方（永住者又は特別永住者に限る。）も受験することができます。ただし、外国籍の方については、次の公権力の行使又は公の意思の形成に参画する職につくことはできません。

・公権力の行使に該当する職

市民の意思にかかわらず、権利や自由を制限することとなる職、市民に義務や負担を一方的に課することとなる職、市民に対して、強制力をもって執行することとなる職

・公の意思形成への参画に該当する職

専決権を有する課長級以上の職、市の将来計画及び総合計画を担当する職、人事、財政等を担当する職

⑤ 試験成績の開示は、口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求期間：各試験の結果を発表した当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで）

請求方法：必ず本人が直接市役所に来庁し総務課にて次の１．２．を提示し申し出てください。
（代理による請求、電話、郵便等による請求はできません。）

１．運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書、健康保険証、マイナンバーカード

２．受験票

開示内容：総合順位、総合得点、科目別得点

※開示請求の対象となるのは、全科目を受験した方です。

⑥ 試験の日程及び場所は応募者やその他の事情により変更する場合があります。

⑦ 実務経験が確認できない場合、受験資格に必要な資格・免許が取得できないときは、合格を取り消します。

⑧ 合格を働きかけるといった口利きなど紹介行為があった場合は、即不合格となりますので予めご承知おきください。 本人が関知しない中で親族等身内の人から働きかけがあった場合も同様の対応とします。

6. 勤務条件等（令和7年7月時点）

○ 初任給（地域手当含む）

＊初任給は民間企業等における実務経験年数、学歴等に応じ決定されます。標準的な例は次のとおりです。

☆学校卒業後、民間企業等における実務経験がない場合

・大学新卒・・・241,392円 ・短大新卒・・・225,342円

☆行政職（一級土木施工管理技士・技術士補）に応募される方のうち、大学新卒で民間企業等における実務経験が12年間ある場合のモデル 308,695円

○ 手当等

・地域手当・・・給料の7%

・扶養手当・・・子11,500円等

・住居手当・・・借家、借間の場合の限度額 28,000円

・通勤手当・・・公共交通機関利用の場合の限度額 150,000円
交通用具利用者 距離に応じて支給

・期末勤勉手当・・・年 4.6月

○ 勤務時間・休暇等

- ・勤務時間 … 8時30分～17時15分（※）
 - ・休日 … 土・日曜日、祝日、年末年始（※）
 - ・休暇 … 年次有給休暇、育児休業、特別休暇 等
- ※ 勤務時間及び休日は勤務場所により異なる場合があります。

○ 福利厚生制度

- ・健康管理 … 定期健康診断、人間ドック（30歳以上）を毎年実施。
 - ・共済保険等 … 愛知縣市町村職員共済組合に加入。
- 職員互助会で各種給付や貸付等の福利厚生事業を実施。
- ※ 勤務条件等については、情勢に応じて改定される場合があります。

7. その他

- ・書類不備の場合は受付できません。必要な書類を全てそろえて申込みをしてください。
- ・受付後の申込書類等は、一切返却いたしません。
- ・採用後、資格要件に係る免許、資格証等のコピーを提出していただきます。
- ・採用予定者人数は、退職者などで若干変動することがあります。
- ・採用は原則として令和8年4月1日を予定していますが、行政職に限り、最終合格者と協議の上、令和7年度中に採用を繰り上げることも検討します。

◇ 問合せ先 ◇

犬山市役所 経営部総務課 職員担当

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36

TEL 0568-61-1800（内線 1461、1462、1463）

0568-44-0302（直通）

e-mail 010300@city.inuyama.lg.jp

犬山市ホームページ <https://www.city.inuyama.aichi.jp/>